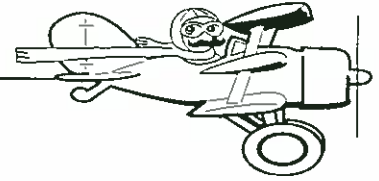


今日のテーマ

事業保障資金の適正額は？



前回まで役員退職金について検証してきました。今回は事業保障資金について再確認したいと思います。こちらについては、いくらあっても有り余ることはありませんが、一般的な算出目安はどのようなものなのでしょうか？

◎事業保障資金算出の考え方

短期債務額

+

従業員の年間給与総額



短期借入金 + 買掛金 + 支払手形
1 - 当該法人の法人実行税率

保険料が損金 → 保険金は益金
債務の返済は損金・費用ではない
→ つまり、法人税支払い後の残額
から支払うこととなります。

事業保障資金は、後継者が一人前になるまでのつなぎ資金にもなります。

事業保障資金

=

事業承継資金

- 事業性保障資金は役員生存退職金と違い、資金ニーズが発生しない可能性もあります。しかし、発生した場合は企業を承継または閉鎖するいずれの場合においても必要最低限な資金であると言えます。既に、準備をされている企業が多いと思いますが、昨今の経済状況を考慮すると少しでも効率よく準備すべきと思われます。是非、今一度既契約の内容見直しをお願いいたします。